

福岡地方最低賃金審議会
第2回 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和3年9月24日
13:00～15:00
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
 労働者代表委員 2名
 使用者代表委員 2名
- 4 議題：(1) 関係資料の説明について(「賃金実態調査結果」を含む)
(2) 福岡県自動車(新車)小売業最低賃金の改定について
- 5 議事要旨：議題(1)について
 令和3年度賃金実態調査結果とその他関係資料について、事務局より説明が行われた。
 議題(2)について
 労働者側代表委員からは、
 公正競争の観点から福岡県最賃との優位性を確保し続ける必要がある
 県最賃との優位性は未組織労働者に影響を及ぼすものであり、当該未組織労働者
 に向けた最賃額相当の引上げ適用を目指して、県最賃引上げ額28円を主張する
 等の主張がなされた。
 使用者側代表委員からは、
 近々のコロナ感染影響を受けた世界的な情勢に伴って、自動車生産現場が半導体
 不足により非稼働となっている
 ディーラーとしては「売りたいものを売ることができない」状況に陥っており、需給バラ
 ンスが崩れた中では、固定費増となる最賃額の引上げは企業体力を奪いかねず、
 最賃額引上げ自体が見送られるべきである
 等の主張がなされた。

 今後の見通しについて
 意見の一致は見られず。労使双方の主張には相当の隔たりがあり、労使間協議を行う
 などを経ることで、次回に再度協議して結審を目指すこととなった。